

全国でも数少ない「議員信条」を制定 附属機関からの引き揚げも

議会改革特別委員会では、委員会傍聴、政務調査費の領収証添付、一問一答制、議会中継など、議会の新しいあり方を求めて、様々な改革に取り組み、実現してきました。そして、27日、最終日の同委員長報告では、「議員職」の新しい姿を検討した結果として、

①長期欠席の議員に対する報酬等の「減額・停止・不支給」を定めた報酬等の特例に関する条例の新規制定。

②議員のあるべき8カ条を定めた「議員信条」の新規制定。

③二元代表制に立脚し、各種審議会等市の附属機関等からの議員の引き揚げ。

以上3件について提言が出されました。

それをもとに議会改革特別委員会から2議案が提出され、原案どおり可決されました。

戸田市議会議員の報酬等の特例に関する条例

〜平時の今こそ制定を〜

当委員会の視察で、長期間議員活動ができない場合に議員報酬を減額する規定を設けている事例を知ったのが契機です。

本市議会としても、何も問題が起きていないときにこそ規定しておくべきとの声が高まり、検討に着手しました。

(別表1)

1. 報酬・期末手当の減額

- 議員報酬……自己都合や病気などにより、本会議及び委員会を引き続き90日を超えて欠席した場合には、欠席の期間に応じて、議員報酬を20%から50%の3段階の割合で、欠席した日にさかのぼって減額する。
- 期末手当……基準日である6月1日及び12月1日のそれぞれ前6月以内の期間における議員報酬の減額実績に応じて、その割合を乗じて得た額とする。

2. 報酬・期末手当の停止

- 議員報酬……刑事事件の被疑者または被告人として逮捕、勾留、その他身体を拘束する処分を受けた場合、本会議等に欠席したか否かにかかわらず、逮捕等の処分を受けた時点で議員報酬を停止する。
- 期末手当……基準日のそれぞれ前6月以内の期間における議員報酬を停止され、基準日においてなお、逮捕等の処分が継続している場合は、当該期末手当も同様に停止する。

3. 報酬・期末手当の不支給

- 議員報酬……有罪が確定したときは、停止されていた議員報酬は支給しない。
- 期末手当……基準日のそれぞれ前6月以内の期間における議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当を支給しない。

〜「減額・停止・不支給」を明定〜

当初は「議員報酬の減額」のみを協議してきましたが、協議を重ね、戸田市議会独自に発展させ、議員の職責及び議会への住民の信頼に反した場合に對して、議員報酬及び期末手当の支給についての特例を定めることになりました。3つの処分を特例として定めた議

会は全国的にも珍しく、新聞等でも報道されたところですが、具体的には別表1をご覧ください。

戸田市議会議員信条

〜みずからを律する信条8項目を制定〜

当初は、「倫理規定」を議題とし、他の議会の政治倫理条例等を参考

に、政治倫理条例誕生の経緯なども含めて、慎重に協議しました。

しかしながら、議員活動の幅のとらえ方が議員により異なり、一切の柔軟な部分を排除し、ごく狭いものとする議員から、種々の市民の要望・意見を生かすためには、その幅をむしろ狭めず、大きく問口をあけておくべきとの議員までいて、倫理規定の協議がこう着

状態に入りました。そこで、市民の良識ある判断から選ばれた議員が、みずから律する「議員信条」という定め方をしてはどうかとの意見が出され、事が起きたときを想定しての「政治倫理条例制定」という意見に二分されましたが、戸田市議会としてどちらを先に掴み取るうとしていたのかという観点から協議した結果、倫理のみにとられず、議会・議員のあり方も含めた、8項目からなる「戸田市議会議員信条」を次ページの別表2のとおり定めることとしました。

今後、この議員信条にも定められているとおり、市民全体の代表者であることを自覚し、市民福祉向上のために、議員一同、常に議員信条の理念を念頭に、議員活動に邁進していく所存であることを改めて申し上げます。

議会改革
特集

長期欠席した議員には 報酬を支給しません

(別表2)

戸田市議会議員信条

- 一、議員は、市民全体の代表者であることを自覚し、市民の福祉向上に奉仕すること。
- 一、議員は、二元代表制の趣旨である牽制均衡の原則をよく理解し、執行権への介入や癒着を戒めること。
- 一、議員は、市民の立場で執行機関を監視し、市民のための行政の充実に努めること。
- 一、議員は、議決機関の一員として事業を審議し、決定することが任務であり、あらゆる角度から論議するよう努めること。
- 一、議員は、市民の信任を受けた公人であり、廉潔を保持し、政治不信を招く行為を厳に戒めること。
- 一、議員は、法を遵守し、その定めるところにより、寄付行為等については行わないこと。
- 一、議員は、政治倫理に対する疑念を持たれた場合、自ら真摯な態度をもってその解明に努め、責任を明らかにすること。
- 一、議員は、その使命と責任を果たすため、日々研鑽し、高い識見を養うよう努めること。

(別表3)

議会から選出されている附属機関等の引き揚げ状況一覧

●引き揚げ

公民館運営	学校給食センター
社会教育	男女共同参画センター
図書館	情報公開
郷土博物館	個人情報保護
消防委員会	スポーツ振興
中小企業融資	犯罪のないまちづくり
奨学資金選考	表彰審査
中退共	保健対策推進
環境審議会	老人保健対策推進
海外留学奨学	シルバー人材センター
同和対策	社会福祉協議会
消防賞じゅつ金	市民憲章推進協
公務災害補償等	

●引き続き参画

監査委員	医療保健センター
農業委員会	総合振興計画
青少年問題	土地開発公社
都市計画	友好交流事業
民生委員推薦	国際交流協会
国民健康保険	

議会から選出されている附属機関等からの引き揚げ

現在、戸田市議会から選出されている市の附属機関等は、監査委員も含めると36機関あります。

しかし、二元代表制の趣旨にかんがみ、議員が附属機関等の委員に就任することが違法ではないが、適当ではないとの総務省見解、各附属機関等の活動状況、議員が引き揚げた場合の問題点等をもとに協議しました。

～25機関から撤退～

その結果、36機関のうち、法令等で議員の就任が規定されている附属機関等、法的には議員選出とは規定されていないが、同類とみなした機関、議会が引き続き参画する必要があると判断した附属機関等の11機関には引き続き参画し、それ以外の25機関から、議員は引き揚げることに決定しました。

なお、実施時期は、来年2月臨時会の役職改選からです。

～委員報酬等を辞退、178万円削減～

引き続き議員が委員として参画するとしても、監査委員及び農業委員会以外は、委員報酬等を辞退する確認をしました。

なお、議員が附属機関等から引き揚げ、かつ欠員分を補充しない場合、会議の開催実績で換算すると、年間約178万円の削減と、市の歳出削減にも寄与するところで

今後、新たに附属機関等が設置された場合は、原則的には参画しませんが、市の重要施策や市民に大きな負担がかかる事案の場合には、検討させていただきます。なお、引き揚げ役職等は別表3をご覧ください。